



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

【運動期間：令和6年6月1日～令和6年9月9日】

令和6年
8月号

1. 運動期間 残り約1か月

～夏季死亡災害ゼロ101日運動の
重点内容の再確認をお願いします～



現在「夏季死亡災害ゼロ101日運動」を展開中です。各職場での積極的な取組みの成果もあり、運動期間の半分以上が過ぎた現段階で死亡災害は発生していません。この資料がお手元に届くころには運動期間も残り約1ヶ月となっていることと思いますが、死亡災害ゼロを達成するために、各事業場においては、引き続き安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと労働災害の防止への積極的な取組みをお願いします。

3. 岩手県内の死亡災害

～今年は“伐採関係が多発”してます～

今年も岩手県内では死亡災害が複数件発生しており、7月中旬時点で6件（前年同期比+2件）となっています。

業種別では建設業が4件、林業が2件となっています。建設業4件のうち2件は木の伐採作業によるものであり、林業2件と合わせると全体6件中4件（67%）が伐採関係となっています。ちなみに、今年の当署管内では、林業が1件であるほか、土木工事業でも4件中3件が伐採関係となっています。



伐採作業の安全の基本として「チエンソーやによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」がありますので、林業の方はもちろんのこと、林業以外の業種の方も、このガイドラインの内容を十分にご確認のうえ、安全作業をお願いします。

4. 刈払機での災害も複数発生

～5m以上離れましょう～

今年も草刈りシーズンになりました。

草刈りに伴う労働災害も今年複数起きています。



- ① 草刈り作業中、同僚の刈払機の刃が切り株に弾かれ、左大腿部に接触した。
- ② 草刈っていた作業者Bのあたりに蜂が飛んでいるのを見つけたため、作業者Aは作業者Bの前に走って回り込んでスプレーをかけようとしたところ、作業者Bの刈払機の刃が作業者Aの左右の大腿部に当たった。
(件数は他署カウント)

刈払作業の安全の基本として、「作業者から5m以内を危険区域とし、この区域内に他の作業者を立ち入らせないこと。」がありますので、作業前にこのことを踏まえて十分に打合せをして、安全な作業をお願いします。

2. 暑さ本格化！！



STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン

～休憩時間について～

本県もようやく気温が35度を超える時期がやってきました。

熱中症対策としては[①暑さ指数の低減][②休憩場所の整備][③服装][④作業時間の短縮][⑤暑熱順化への対応][⑥水分・塩分の摂取][⑦ブレクーリング][⑧健康診断結果に基づく対応][⑨日常の健康管理][⑩作業中の労働者の健康状態の確認][⑪異常時の措置]が大切です。

このうち、④については、“STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱”の中で休憩時間の目安が示されています。これをわかりやすく、実際に運用しやすいように、下記の資料を作成してみました。資料は岩手労働局ホームページの「一関監督署からのお知らせ」コーナーに掲載していますので、ぜひご活用いただいて、無理のない作業をお願いします。

熱中症対策としての休憩時間	
会社名 現場名	
計測値	基準値
$\text{計測値} + \square = \square$	$\square - \square = \square$
例題：休憩時間は15分です。 15分を10分に割り切る場合、10分を2回に分けて休憩する。 1回目休憩は10分、2回目休憩は5分。 休憩時間は15分です。	
休憩時間は15分です。 15分を10分に割り切る場合、10分を2回に分けて休憩する。 1回目休憩は10分、2回目休憩は5分。 休憩時間は15分です。	
休憩時間は15分です。 15分を10分に割り切る場合、10分を2回に分けて休憩する。 1回目休憩は10分、2回目休憩は5分。 休憩時間は15分です。	

～長期休暇後には再び「熱順化」をしましょう！～

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましいとされています。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まるに留意する必要があります（※）。

暑熱順化ができるていない場合には、特に「作業時間の短縮等」に留意の上、作業を行うことがよいともされています。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)	順化の喪失
1 2 3 4		かねどん

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GWなどを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていないかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

5. 墜落・転落災害撲滅キャンペーン

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

実施期間：令和6年8月1日～9月10日

「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」が、建設業労働災害防止協会により、令和6年8月1日～9月10日を期間として展開されます。

詳細はリーフレットに記載されていますが、重点事項は[①リスクアセスメントの実施][②作業床の設置][③安全帯の使用][④はしごや脚立の使用]となっています。



転倒・腰痛の予防のために体操をしよう

【動画】



【リーフレット】



社会福祉施設向け
飲食店向け
小売業向け



6. ドラグ・ショベルを用いた作業について

～非常に多くの現場に共通した問題です～



7月のある一週間に、夏季死亡災害ゼロ101日運動の一環として、一関労働基準監督署と某発注機関の合同で、建設現場の安全パトロール活動を行いました。

10現場の道路工事・上下水道工事を回りましたが、ドラグ・ショベルとその周辺に手元作業員がいるという作業光景が多く見られました。

パトロールの結果、半分の5現場でほぼ同じ内容の以下の問題が見られ、改善をお願いしました。

- ① 「現場として定めた車両系建設機械を用いた作業の安全ルールが、実際の作業で実行されていない。(相違している)」です。わかりやすく言うと、車両系建設機械に係る「作業計画」のことで、その作業計画で決めていた「労働者との接触防止対策」(バリケードやカラーコーンなどを計画)が、実際の作業箇所では措置が実施されていなかったというものです。近接作業・手元作業がある場合の接触防止対策に「バリケード」等を選択するのは適切ではなく、「見張員」等が有効です。
- ② 「ドラグ・ショベルが旋回動作した際、周囲にいる作業員(又は合図者かもしれません)が、このドラグショベルに背中を向けて移動中であった。」(オペレーター側は見ているでしょうが、建設機械作業の安全の基本は、「両者がきちんと互いを見て認識できている」です。)

皆様の現場でドラグ・ショベルを用いた作業を行う場合には、特にこの2点を意識して管理・作業をお願いします。

7. 労働災害の発生状況

(6月末現在)

一関労働基準監督署管内で令和6年に発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）は全産業において57人で、前年同期比で-23人となりましたが、前年は急増した年であり、中期的には横ばい傾向が続いている。

主な業種別では、製造業が13人(前年同期比-6人)、建設業が13人(同-1人)、保健衛生業が9人(同+1人)、運輸交通業が5人(同-1人)、商業が6人(同-3人)などとなっています。

事故の型別では、「転倒」が17人(同-14人)、「墜落、転落」が13人(同-1人)、「激突され」が6人(同+2人)、「交通事故」が6人(同+4人)、「激突」が5人(同+3人)、「動作の反動・無理な動作」が4人(同+1人)などとなっています。年代が上がるにつれて被災者も多くなっていて、60代が最も多くなっています。（⇒イデフレンドリーがドライバーへの取組みが必要）また、全体が減少しているものの、「墜落、転落」などの減少幅が乏しい様子も見られます。

★ 労 働 災 害 事 例 (6月 把握分 の一部)	《製造業》 ○事故の型：墜落、転落 ○休業見込み：1ヶ月 ○50代男性 (経験年数10年以上) 工場内の材料を流すパイプの撤去前の下準備としての清掃をするため、梯子を使って高さ2.5m以上の梁の上に上ったところ、墜落防止用器具を使用しなかつたため、墜落した。(肋骨骨折)
	《商業》 ○事故の型：転倒 ○休業見込み：4ヶ月 ○60代女性 (経験年数10年未満) 退勤時、出入口に敷いてある泥除けマットに躊躇して転倒し、左手をついた。(手首骨折)
	《保健衛生業》 ○事故の型：転倒 ○休業見込み：2ヶ月 ○60代女性 (経験年数1年) 厨房内で、空缶を片付けた後、配膳車2台の間を通り抜けようとしたところ、作業靴底面が濡れており、足を滑らせ転倒した。(膝骨折)